



平成28年5月13日

各位

会社名 株式会社 北越銀行
代表者名 取締役頭取 荒城 哲
(コード:8325、東証第1部)
問合せ先 総務部長 阪田 浩
(TEL 0258-35-3111)

株式の併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月22日開催予定の第111期定時株主総会に、株式の併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しており、売買単位(単元株式数)100株への移行期限を決定し発表いたしました。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重して、当行株式の売買単位を変更(1,000株から100株に変更)し対応することとし、一方で、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的に、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	245,142,804株
株式併合により減少する株式数	220,628,524株
株式併合後の発行済株式総数	24,514,280株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当行株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当行の株主構成】 (平成28年3月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	9,035名 (100.0%)	245,142,804株 (100.0%)
10株未満所有株主	571名 (6.3%)	922株 (0.0%)
10株以上所有株主	8,464名 (93.7%)	245,141,882株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様571名（所有株式数の合計922株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の株式の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日 (付与対象者の区分)	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成23年6月23日取締役会決議 (当行の取締役)	1円	10円
平成24年6月25日取締役会決議 (当行の取締役)	1円	10円
平成25年6月21日取締役会決議 (当行の取締役)	1円	10円
平成26年6月24日取締役会決議 (当行の取締役(社外取締役を除く))	1円	10円
平成27年6月23日取締役会決議 (当行の取締役(社外取締役を除く))	1円	10円

(6) 株式併合の条件

平成28年6月22日開催予定の第111期定時株主総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成28年6月22日開催予定の第111期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成28年10月1日であります。株式売買後の振替手続きの関係で、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）の規定を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6 億株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 29 条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する最低責任限度額と する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条～第 39 条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する最低責任限度額と する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 29 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締 役等であるものを除く。)</u>との間に、同 法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する最低責任限度額と する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条～第 39 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同 法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定す る契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する最低責任限度額と する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 6 条(発行可能株式総数) およ び第 8 条(単元株式数)の変更は、平 成28年10月 1 日をもって効力を生じ るものとし、効力発生日の翌日をもっ て本附則を削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成28年6月22日開催予定の第111期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年5月13日
定時株主総会決議日	平成28年6月22日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成28年6月22日（予定）
（第30条 取締役との責任限定契約 及び 第40条 監査役との責任限定契約）	
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
（第6条 発行可能株式総数 及び 第8条 単元株式数）	

以上

添付資料：（ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の**売買単位（単元株式数）を100株に統一**することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を**5万円以上50万円未満**と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更されます。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000 株	6 個	600 株	6 個	なし
例②	3,500 株	3 個	350 株	3 個	なし
例③	304 株	なし	30 株	なし	0.4株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、例④）、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10 株未満の株主様（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、**株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。**なお、端数が生じる場合の処理については上記Q5をご参照ください。

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当りの配当金を設定させていただく予定ですので、**業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。**

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q5に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成28年6月22日	定時株主総会日
平成28年9月27日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成28年9月28日	売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成28年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. **特に必要なお手続きはございません。**

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 平日9:00～17:00

以 上